

平成24年5月2日第1回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 岡田 美津子	8番 久保井 昭則	9番 助木 達夫
10番 新家 良和	11番 福岡 誠志	12番 山村 恵美子
13番 澤井 信秀	14番 杉原 利明	15番 穴戸 稔
16番 保実 治	17番 池田 徹	18番 大森 俊和
19番 竹原 孝剛	20番 平岡 誠	21番 小田 伸次
22番 林 千祐	23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭
25番 國岡 富郎	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元廣 修
財務部長 中原 環	地域振興部長 藤井 啓介
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 大鎗 克文
総合窓口センター部長 瀧 奥 恵	市民病院部 事務部長 田邊 俊
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 上岡 譲二
産業部長 堂本 昌二	君田支所長 平岡 淳
布野支所長 反田 博美	作木支所長 瀧 奥 祥二郎
吉舎支所長 中野 誠二	三良坂支所長 渡辺 健次
三和支所長 行原 雅典	甲奴支所長 藤原 晴彦
監査事務局長 伊川 文雄	選挙管理委員会 事務局長 池田 祐治
農業委員会 事務局長 高家 幸男	

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 福永 清三	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 池本 敏範
政務調査主任 瀧 熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
議 事 日 程 (第 1 号)		
第 1		仮議席の指定 (決定)
第 2		議長選挙 (当選・沖原賢治)
議 事 日 程 (第 2 号)		
第 1		議席の指定 (決定)
第 2		会期の決定 (1日間)
第 3		副議長の選挙 (当選・竹原孝剛)
第 4	発議第 3 号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
第 5		常任委員の選任 (決定)
第 6		議会運営委員の選任 (決定)
第 7		備北地区消防組合議会議員の選挙 (当選)
第 8		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 (当選)
第 9	報告第 8 号 報告第 9 号 報告第 10 号	専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (訴えの提起について)
第 10	報告第 11 号	専決処分の承認を求めることについて (三次市税条例等の一部を改正する条例) (承認)

日程番号	議案番号	件名
第 11		議会の広報広聴について（広報広聴特別委付託）
第 12		議会運営委員会の閉会中継続審査について
第 13		議長の常任委員辞任について（承認）
日程追加	議案第50号	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて（同意）

平成24年5月三次市議会臨時会議事日程

(平成24年5月2日)

日程番号	議案番号	件名
議 事 日 程 (第1号)		
第 1		仮議席の指定…………… 7
第 2		議長選挙…………… 7
議 事 日 程 (第2号)		
第 1		議席の指定…………… 9
第 2		会期の決定 (日間) …… 9
第 3		副議長の選挙……………10
第 4	発 3	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例 (案) ……11
第 5		常任委員の選任……………14
第 6		議会運営委員の選任……………14
第 7		備北地区消防組合議会議員の選挙……………15
第 8		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙……………16
第 9	報 8	専決処分の報告について (訴えの提起について) ……16
	報 9	専決処分の報告について (訴えの提起について) ……16
	報 10	専決処分の報告について (訴えの提起について) ……16
第 10	報 11	専決処分の承認を求めることについて (三次市税条例等の一部を改正する条例) ……19

日程番号	議案番号	件名
第 11		議会の広報広聴について……………21
第 12		議会運営委員会の閉会中継続審査について……………21
第 13		議長の常任委員辞任について……………22
日程追加	議 50	三次市監査委員の選任の同意を求めることについて……………22

○臨時議長（國岡富郎君） ただいま紹介をされました國岡富郎でございます。

議員各位におかれましては、先般執行されました市会議員一般選挙において、当選の榮譽を得られましたことを心からお喜び申し上げます。

それでは、地方自治法第107条の規定によって、私が臨時に議長の職務を務めさせていただきます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○臨時議長（國岡富郎君） ただいまから平成24年第1回三次市議会臨時議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（國岡富郎君） 日程第1、この際議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（國岡富郎君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（國岡富郎君） ただいまの出席議員数は26人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（國岡富郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（國岡富郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（國岡富郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（吉川一也君） 吉岡議員、須山議員、齊木議員、小池議員、鈴木議員、桑田議員、岡田議員、久保井議員、助木議員、新家議員、福岡議員、山村議員、澤井議員、杉原議員、宍戸議員、保実議員、池田議員、大森議員、竹原議員、平岡議員、小田議員、林議員、亀井議員、伊達議員、沖原議員、國岡議員。

〔職員点呼、投票〕

○臨時議長（國岡富郎君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(國岡富郎君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長(國岡富郎君) ただいまより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票の立会人に桑田議員及び池田議員を指名いたします。

両議員の立会をお願いします。

[開 票]

○臨時議長(國岡富郎君) 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 25票

無効投票 1票

有効投票中

沖原議員 25票

以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第4号の規定により7票であります。

よって沖原議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました沖原議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

議長の就任のあいさつをお願いいたします。

[議長 沖原賢治君 登壇]

○議長(沖原賢治君) 皆さんおはようございます。

先ほど議長の選挙によりまして、大多数の皆様のお支持を得させていただいて、3代目の新三次市の議会の議長に就任をさせていただきましたこと、本当にうれしくは思いますけれども、身の引き締まる思い、そして重い重責を背負ってのスタートであるというように覚悟を決めておりますけれども、議員の皆様方にはそれぞれ4月15日の審判を仰がれまして、見事当選をされたわけでございます。それぞれ議員の皆様方は、選挙中、有権者といろんな面で約束事をされておるわけでございます。それが何であるかということであろうかと思っておりますけれども、目指すはやはり市民の生活をよくする、市民が喜んでいただける市政をつくっていくと、そういう約束はされたのではないかなというように思っております。私もそれらに向けて、皆さんが少しでも有権者の皆さんに約束をしたことが実行できるよう最大限の努力もさせていただいた



い、このように考えておるところでございます。

皆さんも御承知のように、議会と執行部というのは二元代表制でございます。そういうことから、やはり是々非々の立場もとるべきでもあろうし、またいい面はいい面として認め合っていくと、そういう議会運営をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

増田市長が掲げております生活最優先、これは大方のところそれぞれの市民の理解を得られておるのではないかなというように見させていただいておりますけれども、やはりその中でも改善すべき点もあろうかというようにも考えておりますので、そこらも十分議会と執行部との議論を重ねていきたい、このように考えております。

また、市民から見られたとき、議会というのは何をしてるんだという面もあるのではないかなというように考えております。そういう面から、議会改革の一環として、やはり市民の目線、市民に理解をしていただける議会を目指していきたい、それは皆さんと一緒にやるべき仕事であるというように考えております。

いずれにいたしましても、大型事業も数多く控えておりますし、また議会は議会としてどうあるべきかという議会改革もやるべきであるというように考えております。そういうことを肝に銘じながら、一生懸命皆さんの先頭に立って頑張っていきたい、こう決意を新たにいたしておるところでございます。どうぞこの上どもの皆様の御支援、御協力を心からお願いを申し上げまして、議長への就任のあいさつとお礼、お願いのごあいさつとさせていただきます。きょうはありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（國岡富郎君） 議長が決まりましたので、以上で臨時議長の職務は終了いたしました。

よって議長と交代いたします。御協力まことにありがとうございました。

〔議長交代〕

○議長（沖原賢治君） 会派代表者会議を開催するため、この際暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時23分——

——再開 午前10時40分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議録署名者として、須山議員及び吉岡議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の指定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、既に配付の議席表のとおり議長において指定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって会期は1日と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 副議長の選挙

○議長(沖原賢治君) 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(沖原賢治君) ただいまの出席議員数は26人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長(沖原賢治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長(沖原賢治君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○議会事務局次長(吉川一也君) 吉岡議員、須山議員、齊木議員、小池議員、鈴木議員、桑田議員、岡田議員、久保井議員、助木議員、新家議員、福岡議員、山村議員、澤井議員、杉原議員、宍戸議員、保実議員、池田議員、大森議員、竹原議員、平岡議員、小田議員、林議員、亀井議員、伊達議員、國岡議員、沖原議長。

[職員点呼、投票]

○議長(沖原賢治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長(沖原賢治君) ただいまより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に新家議員及び岡田議員を指名いたします。両議員の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（沖原賢治君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数 26票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 6票

有効投票中

竹原議員 19票

小田議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第4号の規定により5票であります。

よって竹原議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました竹原議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

副議長就任のあいさつをお願いいたします。

〔副議長 竹原孝剛君 登壇〕

○副議長（竹原孝剛君） 皆さんおはようございます。

一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまは多くの議員の皆さんの御推挙をいただき、副議長に選出をいただき、まことにありがとうございました。

浅学非才の私ではありますが、全力で頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

自治法上、副議長の職務は決まっておりますが、沖原議長の補佐として頑張ってまいりたいと、公正公平な議会、円満な円滑な運営ができるように、これも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

さらに、市民に開かれた議会、市民のための議会となるように、議会改革、議会基本条例の具体化などに取り組んでまいりたいと思っております。引き続き、議員各位の御指導、御鞭撻いただきますようお願いいたしまして、就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（沖原賢治君） ここで増田市長からあいさつをしたい旨申し出がありましたので、この際これを許可します。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

改選後の初議会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

初めに、去る4月15日の執行の三次市会議員一般選挙におきまして、厳しい選挙戦を戦い抜かれ、市民の皆さんの希望と期待を担い、見事当選の榮譽を勝ち取られました26名の議員の皆さんに対しまして、心からお祝いとお喜びを申し上げたいと思っております。まことにおめでとうでございます。

また、先ほど、議長、副議長選出におきまして新しく御就任をされました沖原議長並びに竹原副議長には、御就任おめでとうでございます。大変な重責であると存じますが、くれぐれも健康には御留意をいただき、公務に、また市民の負託にこたえていただくことを念じてやみません。

さて、改めて申し上げるまでもございませませんが、議会は市民を代表し、重要な意思決定をする議決機関であり、市政が円滑に運営されるためには、議会と執行機関が独立対等の立場でそれぞれ十分に機能を果たしていくことが重要であると思っております。あわせて、常に連携をとりつつ、市勢の発展と市民の皆さんの幸せのために一体となって取り組んでいくことも、何よりも大切であると考えております。住民福祉のさらなる向上と輝くまちづくりに向け、格別の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本市は、本年9年目を迎えることになりました。また、私自身、市長に就任をさせていただき1年が経過したわけですが、一貫として市民の皆さんに訴えているのは、ぬくもりのある市政、人と人とが助け合い、行政と市民の皆さんが支え合うきずなで築く市政により、頑張る三次を皆さんと御一緒につくり上げることであると思っております。

また、今年度の予算は、特に市民の皆さんとのきずなを築く生活最優先都市三次をキャッチフレーズにして、さらに前進を図り、魅力と活力あるまちづくりを目指して新たなスタートを切ったところでございます。本市の財政を取り巻く情勢は非常に厳しいものがありますが、私は本市の将来の発展につながる諸施策を計画的に実行していくとともに、新たな行財政改革大綱推進計画を着実に進め、あすの三次への責任を果たしていく考えでございます。

特に、先月、仮称三良坂インターチェンジの設置許可をいただいたところでございますが、平成26年度に全線開通が見込まれる中国横断自動車道尾道松江線を契機とした地域の活力を増進する施策や、雇用を創出するさまざまな事業の具体的な取り決めを進めてまいりたいと思っております。お互いに三次をよくしていこうという思いは同じであると思っております。何とぞ皆さん方の御指導、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましてはこれから4年間、市民の代表といたしまして、市勢の発展と市民福祉のさらなる向上のために御尽力をいただくわけですが、健康には十分御留意いただき、御活躍されますことを御祈念を申し上げます。本臨時会は議会人事案件が中心となるわけですが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。本臨時会の開会に当たりまして、重ねて皆さん方の御当選を心からお祝いを申し上げます。行政を代表してのお祝いの言葉とさせていただきます。本当におめでとうござい

す。今後ともよろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 発議第3号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）**

○議長（沖原賢治君） 日程第4、発議第3号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（18番 大森俊和君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 大森議員。

〔18番 大森俊和君 登壇〕

○18番（大森俊和君） ただいま御上程をされました発議第3号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、助木達夫議員、國岡富郎議員、久保井昭則議員、小田伸次議員と私大森俊和でございます。

本案は、三次市議会の活性化に向け、さらなる議会改革などを推進するため、関係条例である三次市議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。その内容は、第4条第2項中、議会運営委員会の委員の定数を「9人」から「10人」に変更するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。以上であります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第3号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案の公布が必要なため、暫時休憩をいたします。

再開については後ほど申し上げます。

暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時 6分——

——再開 午前11時50分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 常任委員の選任

○議長（沖原賢治君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員に平岡議員、助木議員、林議員、國岡議員、福岡議員、亀井議員、須山議員、山村議員、桑田議員の9名を、教育民生常任委員に竹原議員、伊達議員、岡田議員、宍戸議員、新家議員、杉原議員、齊木議員、鈴木議員の9人を、産業建設常任委員に大森議員、池田議員、久保井議員、小田議員、保実議員、吉岡議員、澤井議員、小池議員の8人をそれぞれ指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議会運営委員の選任

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、平岡議員、大森議員、助木議員、林議員、伊達議員、岡田議員、亀井議員、宍戸議員、新家議員、澤井議員の10名を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選については、次の休憩中に委員会を開会され互選されますよう、年長委員の方はよろしくお願いをいたします。

各委員会の正副委員長互選などのため、この際暫時休憩をいたします。

各常任委員会は午後1時から、議会運営委員会は各常任委員会終了後に、それぞれ開会願います。

再開については後ほど申し上げます。

暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時 5分——

——再開 午後 1時50分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告を受けましたので、この際御報告をいたします。

総務常任委員会委員長に亀井議員、副委員長に助木議員、教育民生常任委員会委員長に宍戸議員、副委員長に新家議員、産業建設常任委員会委員長に小田議員、副委員長に久保井議員、議会運営委員会委員長に伊達議員、副委員長に大森議員、以上のとおりそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 備北地区消防組合議会議員の選挙

○議長（沖原賢治君） 日程第7、これより備北地区消防組合議会議員9人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定をいたしました。

備北地区消防組合議会議員に竹原議員、大森議員、林議員、岡田議員、福岡議員、須山議員、杉原議員、澤井議員、鈴木議員の9人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました竹原議員、大森議員、林議員、岡田議員、福岡議員、須山議員、杉原議員、澤井議員、鈴木議員を備北地区消防組合議会議員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました以上の議員が備北地区消防組合議会議員に当選されました。
ただいま備北地区消防組合議会議員に当選されました9人の議員に対し、本席から議会規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（沖原賢治君） 日程第8、これより広島県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決定をいたしました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員については、会派代表者会議において、重要性にかんがみ議長を選任すべきとの協議結果が出されておりますので、その結果に基づいて私沖原を指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました私沖原賢治を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって私沖原賢治が後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に当選いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第8号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第9号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第10号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第9、報告第8号から報告第10号までの専決処分の報告3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました報告第8号から報告第10号までの報告3件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第8号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第9号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第10号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 先ほどの専決処分第8号、第9号、第10号、3件について質問いたします。

同様のケースは、3月議会においても4件ございました。まず最初に、相手方の皆さん方の経済状況等はどうかと。結構多額な債権ということになっておりますが、相手方の経済状況等どのように把握されているのか。差し支えない程度で、範囲内でお伺いをします。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） 今回報告させていただいております3件につきましては、内容的にはもう住宅に住んでいらっしゃる方で不正に出でいかれた方、不法退去された方を対象とさせていただいております。そして、もう一つお話のありました3月議会で報告させていただいた4件につきましては、経済的な事情のある方もいらっしゃいましたけれども、基本的にこういう支払いの督促でありますとかそういったことに対しましては、差し押さえが可能である人でないといけないようになっておりますので、詳しくは今控えさせていただきますけれども、相手の方の経済状況を調べて、それで提訴できるかどうか、そういうことを判断してやっております。繰り返しになりますけれども、今回の3件の報告につきましては、既にもうそこに居住をされていらっしゃる、そして不正にそこ以外のところへもう移られて生活をしておられて、それで家財道具等が残っていて、新たに入居を希望される方がいらしても入れないという状況でありますので、やむなく訴えの提訴に踏み切ったわけでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) ただいまの説明ですと、当然ここには仮執行宣言の求めるということになっておりますので、一定の財産について、資産について差し押さえ可能であるということ、いわゆる負担能力があるとみなされているというふうに理解しておきます。

ただ、行政が市民を提訴するというようなことはできるだけ避けるほうが望ましいというふうに私は思います。したがって、今後このような件が多数発生してはなりませんけれども、そのためにできるだけ早い段階での関係部署の対応をとっていただいて、こうした事態が多発しないようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○10番(新家良和君) 先ほどの須山議員の質問に若干関連するかもわかりませんが、今回3件の専決処分の報告がございました。いずれも市営住宅の明け渡しと滞納家賃の支払い請求に関する訴えでございます。3月議会でも同様に4件ございました。このような専決処分については、特に問題は私はないと思うんですけども、その結果について、いわゆる議会に対するあるいは市民に対する報告の機会についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 正直なところ、今回、昨年度の終盤といいますか、初めて提訴というのを outsizing させていただきまして、今回が2件目でございますので、報告のタイミングについてはまだ正直なところ考えておりませんでした。それで、やはりこういうことは、先ほど須山議員のほうからございましたようにどんどんやればよいというもんでもございませぬ。やはり市民の方の住宅に困られている方に対して、市営住宅に住んでいただいて生活を支えるという形のものでありますから、やむを得ず、今までも債権確保で御相談をしたり分納誓約とか、いろんな意味で相談をかけたお伺いをしたりして、もう何回もやらせていただいて、幾らやっても、分納誓約はされても履行されないといったような方を今回もうやむなくということでございますので、まだちょっと2回目ということでタイミングについては考えておりませんでしたけども、やはり機会を見て議員の皆様にお知らせを差し支えない範囲ですということも考えていきたいと思っております。

ちなみに、せっかくの機会でございますので、長くなって申しわけございませんが、3月の4件の報告について若干申し上げたいと思っております。

まず、4名のうち1人の方は国外にいらっしゃいまして、死亡ということが確認されましたので取り下げをさせていただきたい。これは、取り下げにつきましては議会に報告することにはなっておりませぬ。それから、2人目の方でございますけども、現在5月12日までに退去されるというお約束をいただいております。それで、退去されない場合は申し立てをまた以降

するということになります。そして3人目の方は、5月の末に自主的に退去をされる予定になっております。そして4人目の方は、6月の初めに強制執行となる形をとらざるを得ないかなというところでございます。

簡単ですけど、以上でございます。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) さっきの質問の件については、プライバシーに個人情報的な面にもかかわる問題でありますから、今花本部長はその概要についてお話をさせていただきましたが、以降については、何かの機会を持つ中で皆さん方のほうへお知らせするというところで、できるだけこういう微妙な面については、本会議では差し控えさせていただければというように思っております。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○10番(新家良和君) 私が質問して聞きたかったのは、何も本会議できっちりその報告をしろということではなくて、議会に対して、専決処分であれ、このように資料を提出されて、例えば今回強制執行するという、提訴するという内容でございます。こういったことを議会に対して専決処分の報告として明らかにする、しかもこれは市のホームページに当然載っておるわけですから、私は言いつ放しだけじゃあまずいと思うんです。ですから、その結果がどのようになったかということをしわりのない範疇で、別に本会議でなくても結構ですから議会のほうにも明らかにしてほしいと、また可能であれば市民に対しても明らかにしてほしい、そのようなことで申し上げましたんで、もう一度見解があればお伺いします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 新家議員の意向に基づいて、議会への報告といたしますか、内容の周知徹底については当然ながら今後やっていきたいと思っておりますが、私が今答えたのは、本会議での議論というのは差し控えさせていただきたいということだけを申し上げて終わります。

○議長(沖原賢治君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております報告3件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて(三次市税条例等の一部を改正する条例)

○議長(沖原賢治君) 日程第10、報告第11号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま上程になりました報告第11号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第11号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例であります三次市税条例、三次市都市計画税条例及び三次市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月31日付で専決処分をいたしました。よって同条第3項の規定に基づき、議会に御報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、固定資産税及び都市計画税において住宅用地に係る据置特例の見直し、市民税及び国民健康保険税に係る東日本大震災の被災者に対する特例の拡大などであります。

以上、報告1件につきましてよろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(22番 林 千祐君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 林議員。

○22番(林 千祐君) 報告第11号専決処分について、1点ほどお伺いします。

先ほど固定資産税の据え置きあるいは市民税の東日本大震災による税条例の改正と御説明がありました。本件で本市にかかわる事例が存在するかどうかについてお伺いいたします。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 今回の改正によりまして、本市の住民の皆さんに直接関係する部分と申しますのは固定資産税だけでございまして、東日本大震災についての該当者はいらっしゃらないというふうに把握をしております。固定資産税については、現在8割、ことしの評価が今後の価格が前年の評価額と比較をして2割以上高いといったような場合には、昨年どおりの評価額で課税標準を決めておりましたが、24年、25年について、80%を90%でやられて、その幅を縮めるという、そういう内容に据置特例を改正をさせていただくといったような内容でございまして。こちらのほうは、納税義務者数にして約8,000人余りの該当があらうかと思っております。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第11号については、三次市議会会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって報告第11号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。  
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより報告第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第11号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって報告第11号は承認をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議会の広報広聴について

○議長(沖原賢治君) 日程第11、市民の皆様に対し、広く情報を提供することがますます重要となっております。そのために、8人の委員をもって構成する広報広聴特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって広報広聴については、8人の委員をもって構成する広報広聴特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました広報広聴特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、平岡議員、岡田議員、小田議員、吉岡議員、杉原議員、齊木議員、山村議員、小池議員、以上8人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました8人の議員を広報広聴特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員会の正副委員長の互選につきましては、閉会中最初の委員会において互選されますようよろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議会運営委員会の閉会中継続審査について

○議長(沖原賢治君) 日程第12、議会運営委員会の閉会中継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会へ、1、議会の日程に関する事項、1、議会の運営に関する事項、1、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項、1、議長の諮問に関する事項、以上を付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

この際議事の進行上、副議長と交代をいたします。

退場いたしますので、よろしくお願ひいたします。

[議長交代]

[議長 沖原賢治君 退席]

○副議長(竹原孝剛君) 議長を交代いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議長の常任委員辞任について

○副議長(竹原孝剛君) 日程第13、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

教育民生常任委員の沖原賢治氏から、議長の職務を行う都合上、常任委員を辞職したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(竹原孝剛君) 御異議なしと認めます。

よって沖原賢治氏の常任委員辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

[議長 沖原賢治君 着席]

[議長交代]

○議長(沖原賢治君) お諮りいたします。

本日、市長から議案第50号三次市監査委員の選任の同意を求めることについてが提出されました。

お諮りいたします。

ただいま提出の議案を急施事件と認め、日程に追加し、審議することにはしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第50号を日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程追加 議案第50号 三次市監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（沖原賢治君） 追加日程第1、議案第50号三次市監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、杉原議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により杉原議員の退席を求めます。

〔14番 杉原利明君 退席〕

○議長（沖原賢治君） 提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました議案第50号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第50号三次市監査委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市監査委員の亀井源吉氏の任期が平成24年4月17日をもって満了したことに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により杉原利明氏を三次市監査委員として選任することについて、市議会の同意を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第50号はこれに同意することに決しました。

以上で今臨時会に付議されました事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第1回三次市議会臨時議会を閉会をいたします。

大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 2時20分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年5月2日

三次市議会臨時議長 國岡富郎

三次市議会議長 沖原賢治

三次市議会副議長 竹原孝剛

会議録署名議員 須山敏夫

会議録署名議員 吉岡広小路